

令和6年 第7回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和6年4月22日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第17号	令和6年度教育委員会の活動について	1	○
議案第18号	宇都宮市学校職員服務規程の一部改正	2	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第21号	令和6年度教育委員会主要事業について	3	○
報告第22号	教育行政相談の内容と対応について	4	×
報告第23号	令和5年度宇都宮市奨学金申請者の選考結果について	5	○
報告第24号	令和5年度宇都宮市入学一時金申請者の選考結果について	6	○
報告第25号	国本中学校の火災事故について	7	○
報告第26号	宇都宮市立小学校校外学習等ライトライン活用補助金事業について	8	○
報告第27号	令和7年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について	9	○

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	教育委員会だより（25号）について	資料	○
(2)	うつのみやこども賞受賞作品の決定について	資料	○
(3)	令和6年度図書館カレンダーについて	資料	○
(4)	第45回宇都宮市民芸術祭について	資料	○
(5)	宇都宮美術館展覧会スケジュールについて	資料	○
(6)	令和6年度宇都宮市文化財展示施設カレンダーについて	資料	○
(7)	令和6年度宇都宮市スポーツ振興財団の自主事業について	資料	○

議案第17号

令和6年度教育委員会の活動について

令和6年度教育委員会の活動について、次のように決定する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

(提案の理由)

本市教育のさらなる充実発展に向け、教育現場の実態や意向を踏まえた教育行政の推進を図るため、令和6年度の教育委員会の活動について決定するものです。

令和6年度 教育委員会の活動について

◎ 趣旨

教育委員会の担任する事務を執行するにあたり、教育委員会の会議において様々な教育課題にかかる活発な議論や教育長及び教育委員会事務局へのチェック機能の発揮ができるよう、令和6年度の教育委員会の活動方針について定めるもの

1 活動方針

令和6年度の教育委員会活動については、前年度までの活動を継続することとし、その中で、社会環境の変化に適切に対応しながら、学校教育の充実や、家庭・地域の教育力の向上などに向け、総合的・計画的に教育行政を推進していくにあたり、レイマンコントロールのもと、教育委員会の会議における議論等の活性化を図る。

(1) 教育委員会会議における議論の活性化

- ・ 教育委員会は、独立した行政委員会として、政治的中立性や教育の継続性・安定性の確保等の観点から重要な意義を有しており、様々な立場や意見を集約した意思決定を行うことが求められていることから、教育委員会会議においては、教育行政のあり方などについて大所高所から意見を述べる場とする。
- ・ 事務執行における課題を把握し、委員同士の知見を深めることで教育委員会会議における議論が活性化するよう、引き続き、委員提案テーマについて、事務局から事前説明を受けたうえで自由討議を行う。
- ・ 委員が参加した研修会の復命報告を委員研修として行い、国の状況や他自治体の先進事例などについて、委員同士で情報を共有し、教育行政に関する知識を深める。

(2) 教育現場の意向や実態の把握

- ・ 幅広く教育現場の意向や実態を把握するため、教育関係者とのふれあいティータイムトークや様々な教育施設等の視察における参加者との意見交換の時間を十分に確保するとともに、終了後、振り返りの自由討議を行う。

【視察テーマ（予定）】

- ・ タブレット活用授業、U－S T E A M教育
- ・ 防災訓練、防災に関する授業
- ・ 冒険活動センター、冒険活動教室 など

【ふれあいティータイムトークのテーマ（予定）】

教職員の働き方改革の現状と課題について（対象：中堅教員）

(3) 市長，市議会との連携の継続

- ・ 総合教育会議において，教育政策の方向性について市長と認識の共有を図るほか，市議会への情報提供を通して，教育現場等の実態や課題について認識の共有を図るなど，市長，市議会との連携を継続する。

(4) 教育長による臨時代理への対応

- ・ 以下に該当し，かつ，緊急を要し会議を開く暇がない場合については教育長による臨時代理を行う。なお，教育長による臨時代理を行った場合は，直近の教育委員会で報告する。

(臨時代理の運用範囲)

- 緊急的に対応する議案（補正予算等）に関する意見申出
- 指定管理者の指定（教育委員会で議論を経ており，議会議決後の審議を行う段階にあるもので契約手続上暇がないものなどに限る）
- その他，客観的に暇がないことが明らかであるなど，真にやむを得ないもの

2 活動計画（予定）

開催予定日	教育委員会会議	教育委員会活動	自由討議
4月 1日（月）	臨時会（基本方針）		
4月22日（月）	定例会		事前説明①
5月21日（火）	定例会	教育委員会評価	自由討議①
5月29日（水）	臨時会（議会）		
6月25日（火）	定例会	教育委員会評価	事前説明②
7月22日（月）	定例会	教育委員会評価	自由討議②
7月29日（月）	臨時会（教科書）		
8月 5日（月）	—	ふれあいティータイムトーク 教育施設視察①	
8月19日（月）	臨時会（議会）	総合教育会議	
8月23日（金）	定例会		ふれあいティータイムトーク 視察①振り返り
8月下旬	—	市議会との意見交換会	
9月24日（火）	定例会	教育施設視察②	視察②振り返り
10月22日（火）	定例会	教育施設視察③	視察③振り返り
11月26日（火）	定例会	教育施設視察（予備日）	
12月23日（月）	定例会		事前説明③
1月20日（月）	定例会		自由討議③
2月14日（金）	定例会		事前説明④
3月11日（火）	臨時会（人事）		
3月18日（火）	臨時会（人事）		
3月24日（月）	定例会		自由討議④
3月27日（木）	—	総合教育会議	

教育委員会の活動の種類

教育委員会会議 (定例会・臨時会)	公開・ 非公開	教育長及び教育委員が教育行政にかかる基本方針の決定など、大所高所に立って議論を行う会議	
委員協議会	非公開	会議に付すべき議案の事前審議, その他研究協議を行うために開催	
その他の活動	教育施設視察	非公開	小中学校や社会教育施設などの視察
	ふれあいタイムトーク	非公開	小中学校教職員や社会教育団体, 文化・スポーツ団体などの教育関係者との意見交換
	委員deサロン	非公開	各課業務の現状・課題等についての共通理解を深めるために事務局職員と意見交換
	自由討議	非公開	教育委員会会議における議論のより一層の活性化を図るために行う委員提案による討議
	市議会との意見交換	非公開	議長, 副議長, 子ども文教常任委員会の委員長, 副委員長との意見交換
	総合教育会議	公開	市長との連携強化を目的に, 教育政策などにかかる協議・調整を行うために市長が設置・運営を行う会議
	委員研修	非公開	教育の諸課題等にかかる状況把握や専門性を高めるために行う研修

議案第18号

宇都宮市学校職員服務規程の一部改正

宇都宮市学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市学校職員服務規程の一部を改正する規則

宇都宮市学校職員服務規程（平成24年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(出勤)」に改め、同条第1項中「直ちに所定の出勤簿に自ら押印」を「自ら直ちに所定の出勤簿に押印し、又は電子計算機を使用して出勤に係る情報を入力」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(提案の理由)

学校職員の事務処理の効率化を図るため、学校用グループウェアによる出勤管理を導入しようとするものです。

報告第21号

令和6年度教育委員会主要事業について
令和6年度教育委員会主要事業について、次のように報告する。
令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和6年度教育委員会主要事業

教育委員会基本方針に基づき、教育委員会として推進する主要事業を次のとおり定める。

1 教育企画課

(1) 教育で選ばれるまち宇都宮の推進

本市では、全校への栄養士や司書の配置による、食育に関する専門的な指導や全国トップクラスにある児童生徒の読書冊数など、全国に誇れる教育環境や成果を有しており、市内外の子育て世帯や企業、学校現場の教職員等に対し、本市教育の特徴・特色を戦略的に情報発信することで、「教育で選ばれるまち宇都宮」の実現を目指す。

2 学校管理課

(1) 学校施設の計画的な整備・更新

限られた財源において、学校施設の老朽化対策や社会的ニーズへの対応を図るため、「学校施設長寿命化計画」や「宇都宮市役所カーボンニュートラル実行計画」に基づき、校舎・体育館の長寿命化改修等において、ZEB Ready*以上となる水準の整備を行うとともに、安全で快適な学校づくりを推進する。

※ ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えることにより、従来の建物で必要となるエネルギーを50%以下まで削減した建物

(2) 学校トイレ洋式化の計画的推進

児童生徒が日常生活の多くを過ごす学校施設において、快適な生活環境や衛生環境を確保するため、校舎・体育館のトイレ洋式化を計画的に実施する。(令和6年度末の校舎・体育館トイレ洋式化の目標：83.0%)

3 学校教育課

(1) 学力の向上(GIGAスクール構想の実現等)

児童生徒の基礎的・基本的な学力の着実な習得と思考力・判断力・表現力等の向上を図るため、「宇都宮モデル」を踏まえ端末を効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

高等学校以上で行うSTEAM教育の基盤となる資質・能力を養成するため、児童生徒が主体的に学習テーマや探究方法を設定するなどの学習を行う「U-STEAM学習」を展開し、発達の段階に応じて、教科等横断的な学習や探究的な学習の充実を図る。

グローバル社会に向き合い、英語によるコミュニケーション能力を育成

するため、中学校2年生を対象に、英語能力診断（英検 I B A）を実施し、客観的な英語力判定結果をもとに、「宇都宮市英語教育強化プラン」の充実を図る。

（2）コミュニティ・スクールモデル校における実証事業に向けた取組の推進

令和7年度からのコミュニティ・スクール試行的導入事業を円滑に進められるよう、令和6年度にモデル校を選定し、委員の任命や研修を進めていく。

4 学校健康課

（1）適切な部活動の推進及び部活動の地域移行に向けた段階的な取組の推進

適切な部活動の推進を図るため、本市の部活動方針に基づいて各中学校が策定した方針の適切な運用の徹底を図るとともに、地域への移行期においても、当面の間、引き続き、活動の場となる部活動の活性化を図るため、地域人材を活用した「部活動地域指導者活用事業」を継続し、さらに、「部活動指導員派遣事業」を充実させる。

今後、休日の部活動の地域移行に向け、推進協議会を立ち上げ、部活動の地域移行の在り方等についての方針の策定や地域における連携・協力体制の構築について有識者やスポーツ・文化芸術団体及び保護者・地域代表の意見を聴取するとともに、関係団体と学校との連絡調整等を行う部活動地域移行コーディネーターを配置し、学校や地域に応じた地域移行を推進していく。

（2）学校給食における地産地消の推進

児童生徒が、地域の自然や農業などへの理解を深め、郷土愛を育めるよう、全小・中学校において、引き続き、宇都宮市産トマトを使用した「トマト給食」を実施するほか、年間を通じたトマトの安定的な確保に向け、トマトの加工品の商品化を検討する。

また、トマト以外の宇都宮市産農産物の活用についても検討を進めるとともに、地場産物の使用割合の高い学校の取組事例を全小・中学校において共有することなどにより、学校給食における地場産物のより一層の活用に取り組む。

5 生涯学習課

（1）効果的な地域教育の推進

令和4年度に作成した「第3次宇都宮市地域教育推進計画後期計画」（うつのみや地域教育プラン）に基づき、地域教育を着実に推進する。

特に、デジタル技術の活用により、誰もが学びの場に参加できる、学べる環境づくりに取り組むほか、読書活動を推進し、課題を主体的に解決す

る能力向上に取り組む。また、リカレント教育など、企業・大学等と連携した人材育成に取り組む。

(2) 宮っ子ステーション事業の円滑な運営

「放課後子ども教室」の実施と、指定管理者が運営する「子どもの家」との連携・協力を行う「宮っ子ステーション事業」を充実させることで、放課後の児童の安全安心な居場所を確保し、心豊かに育まれる環境づくりを推進する。

特に、「子どもの家事業」については、安定した施設運営ができるよう、指定管理者に対する適切な指導・監督を実施する。

令和6年度については、子どもの家（2ブロック12施設）の2期目の指定管理者選定事務を正確かつ確実に進めるとともに、宮っ子ステーション推進委員会との連携のあり方を整理する。また、放課後子ども教室については、実施校区の拡大に向け、地域支援を徹底する。

6 教育センター

(1) 不登校対策の推進

魅力にあふれ安心して過ごせる学校を目指し、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応などに取り組む必要がある。

また、教職員の指導力向上や組織的な対応力の強化を図り、学校と地域・関係機関等が連携しながら、児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に努める必要がある。

(2) 特別支援教育の推進

特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人が、自らの力を最大限に発揮し、自信と意欲をもって学校生活を送れるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向け、学校における支援体制の強化に取り組む。

令和6年3月18日

保護者様

宇都宮市教育委員会事務局学校管理課長

市が貸与している個人用パソコン（chromebook）の取扱い及び破損等の対応について

宇都宮市では、国が推進する「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒の情報活用能力を育成するため、令和3年度から市立小・中学校すべての児童生徒に、1人1台の個人用パソコン（chromebook）を貸与し、授業や家庭学習において利用しています。

こうした中、明らかな過失や不注意による破損のほか、家庭における破損も多数報告されており、故障端末の対応に苦慮しているところです。

つきましては、保護者の皆様には改めて、下記の内容を御理解いただき、御家庭におかれましても、お子さまの個人用パソコンの使用方法等について、十分に御指導いただくなど適正に管理くださるようお願いいたします。

なお、本端末は児童生徒へ貸与するもので、卒業時に返却いただきます。故障や破損、紛失の取扱いに関しては、下記のとおりとし、令和6年4月からは、御家庭において端末を破損させた場合は、原則弁償対応となりますので、あらかじめ御了承ください。

記

1 個人用パソコンの利用にあたり守ってほしいこと

- ・ 個人用パソコンは、学習のために利用する。
- ・ 安全に、責任をもって、お互いを思いやりながら、より良い使い方を学ぶ。
- ・ 不適切なサイトを閲覧しない。
- ・ 個人情報や写真を許可なくインターネット上に公開しない。
- ・ 学校の許可のないアプリを勝手にインストールしない。
- ・ 「個人用パソコン利用の約束」や「個人用パソコン貸出に関する注意事項」を遵守して、大切に端末を使用する。

2 弁償となる場合の一例（御家庭で負担いただく場合）

○弁償 ×弁償不要

具体的な内容	学校	学校外 (家庭)
・使用者の故意（わざと）または、明らかに破損することが想定される行動による場合	○	○
・家庭の管理下において破損した場合	—	○
・紛失した場合	○	○
・使用者の故意（わざと）ではないものの、同一人が複数回端末を破損させた場合	○	○
・自身の端末を第三者が破損させた場合（破損の原因者に請求）	×	×
・機器の劣化による損耗や自然故障の場合	×	×
・盗難にあった場合（警察への被害者の届け出が必要）	×	×
・教育委員会が使用者に対し、修理費の負担を求めることが相当でないと判断した場合	×	×

※ 御家庭にパソコンがある場合は、個人用パソコンを持ち帰らず、学校から配布されている学習用アカウントで家庭学習を行うことができます。

※ 端末の利用方法等については、パンフレットをご覧ください。

宇都宮市教育委員会事務局
学校管理課 管理グループ
TEL 028-632-2759

個人用パソコン (Chromebook) の使い方について

宇都宮市では、国の「GIGAスクール構想」に基づき、子どもたちに1人1台パソコンを貸与し、個々の学び方に合せて主体的に学習し、今後必要となる情報活用能力を身につけるため、使用しています。



貸出・返却について

個人用パソコンは児童生徒の学習を目的として、宇都宮市から貸出しているものです。学習のために利用するようお願いいたします。

個人用パソコンは、中学校を卒業するまで使用します。

中学校卒業時には、宇都宮市へ返却します。返却後は、新小学一年生が使用しますので、大切に扱うようお声掛けください。

(付属の電源アダプターも返却していただきます。)

また、**市外に転出する場合や、私立の中学校に進学する場合も同様に返却**していただきます。



活用について

●学校での利用

- ・辞書や図鑑の代わりに調べ学習での活用
- ・教科書のQRコードからデジタルコンテンツを活用
- ・ワープロ、表、計算、プレゼンソフトなどを活用

●家庭での活用

- ・A I型ドリル教材など、宿題や家庭学習で活用

※詳しくは宇都宮市GIGAスクール特設サイト「個人用パソコン利用のイメージ」ページをご覧ください。

<https://sites.google.com/g.ueis.ed.jp/u-gigaschool-for-all>



持ち帰りについて

学校の指示のもと、必要に応じて家庭に持ち帰りを行います。その際、以下の点にご注意ください。

①運び方

個人用パソコンを持ち運ぶときには、必ずランドセルやカバンにいれます。個人用パソコンが入ったカバンを投げたり、蹴ったり、振り回してはいけません。

②置き場所

机の上など、安全な場所に保管しましょう。床に置いたパソコンを踏んでしまったり、飲み物や食べ物近くや湿気の多い場所、直射日光が当たる場所、磁石の近くに置くことも、故障の原因になりますので御注意ください。



破損・紛失について

- 万が一、個人用パソコンや付属の電源アダプターを破損・紛失した場合には、**速やかに学校に連絡**してください。

- 紛失の場合には、遠隔でロックをかけ、第三者の利用を防ぎます。

- ご家庭下の破損については、個人用パソコンや電源アダプターの原状復帰に係る費用をご負担いただきます。(自然故障や経年劣化による故障を除きます。詳しくは裏面をご覧ください。)



不適切なサイトの閲覧や違法な行為をしてはいけません。個人情報や写真を許可なくインターネットに公開してはいけません。

「宇都宮市備品」等記載されているシールを剥がさないように注意してください。

宇都宮市備品



1時間使ったら、10分休むなど、長い時間使わないようにします。

パソコンを使うときは、画面から顔を30cm以上離しましょう。

充電するには、専用の電源アダプターを使用してください。(発火の恐れがあります)

様々な使い方に挑戦してみましょう。

外装をカッターやペンで傷つけてはいけません。

液晶はデリケートです。落下や文具の挟み込みにより破損する可能性があるため、丁寧に使いましょう。



<使用のルール（注意事項）>

個人用パソコンの利用上のルールや注意事項が掲載されていますので、必ずご一読ください。

【利用の約束】

URL：http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/pdf/document/j_yakusoku.pdf（小学校用）
http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/pdf/document/e_yakusoku.pdf（中学校用）

個人用パソコンは自分の学習のために利用します。
安全に、責任をもって、お互いを思いやりながらよりよい使い方を学びます。



【小学校用】



【中学校用】



【注意事項】

URL：https://drive.google.com/file/d/1KNc2Jsd0a4tDekYMy5EqqPjZDsEp1Hxp/view?usp=drive_link

インターネット上の誹謗中傷など、いじめや自殺、犯罪の原因となりうる行為や不正アクセス、教育委員会で設定したアプリによるフィルタリングを解除しようとする行為を禁止します。
警察や関係機関の求めに応じてパソコンに残された使用履歴等のデータを提供する場合があります。



【注意事項】



<端末が故障したり、破損させてしまった場合>

- 1 端末が故障したり、落下などで破損させてしまった時は、すぐ学校へ連絡してください。
- 2 学校が状況を聞き取り、市教育委員会へ報告します。
- 3 「事故発生報告書」を基に市教育委員会が弁償していただく必要があると判断した場合、教育委員会経由で保護者へ連絡します。

【弁償となる場合の一例】

- ・イライラして端末を投げつけて破損させた。
- ・家庭で、子ども同士のケンカや端末の取り合いをして破損させた。
- ・端末が入ったランドセルを勢いよく投げた結果、液晶が破損した。

【弁償とならない場合の一例】

- ・学校で教室移動の際に端末を落下させて破損させた。
- ・家庭で使用中に、急に電源が切れた。（自然故障）
- ・端末の外枠が外れてきた。（経年劣化）

<本市への安全への取り組み>

- 不適切なサイトを閲覧しないよう、フィルタリングをしています。
- 深夜に使用することがないよう、利用時間帯の規制をしています。
- 端末紛失時は遠隔操作で速やかに端末をロック状態にし、返却を促しています。



<こんなこともやってみよう>

プログラミング、音楽制作、写真・動画撮影
美術館を調べる、外国語を読む
デジタルツールで絵を書く…など

グーグルプレイストアに表示されているアプリはインストールすることができます。

【特設サイト】

<GIGAスクール特設サイト> 困ったことがある場合、特設サイトで確認してください。

URL：<https://sites.google.com/g.ueis.ed.jp/u-gigaschool-for-all>



<個人用パソコンの問い合わせ先>

- パソコンの故障、動作不具合、紛失、学習ドリルの操作、フィルタリングなどについては、お子様の通う学校へお問い合わせください。
- ネットいじめ、ネットトラブルについては、「宇都宮市ネットいじめ等パトロール相談事業」へお問い合わせください。

【相談事業】

URL：https://webreport.public.ptw.jp/utsunomiya_form/



報告第23号

令和5年度宇都宮市奨学金申請者の選考結果について

令和5年度宇都宮市奨学金申請者の選考結果について、次のように報告する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度宇都宮市奨学金申請者の選考結果について

◎ 趣 旨

宇都宮市奨学生等選考委員会において、選考基準に基づき選考したことから、その結果について報告するもの

1 対 象

令和5年度に下記の学校に在学する者

学校教育法の規定に基づく、
高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程、専門課程）

2 申請資格

- (1) 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること
- (2) 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること
- (3) 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること

3 募集期間

令和5年2月1日～令和6年1月31日（貸付手続期限：令和6年3月31日まで）

4 選考結果

区 分	通 学 区 分 (貸付額)	申請人数	交付人数	辞退者数	参考(R4)		
					申請人数	交付人数	辞退者数
高等学校、高等専門学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	自宅通学 (月額17,000円)	13	9	4	7	5	2
	自宅外通学 (月額18,000円)	1	1	0	1	1	1
	小 計	14	10	4	8	6	3
大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	自宅通学 (月額35,000円)	21	19	2	25	23	2
	自宅外通学 (月額45,000円)	46	41	5	56	53	3
	小 計	67	60	7	81	76	5
交通遺児	高校・高専等 (月額30,000円)	0	0	0	0	0	0
	大学・短大等 (月額50,000円)	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
合 計		81	70	11	89	81	8

報告第24号

令和5年度宇都宮市入学一時金申請者の選考結果について

令和5年度宇都宮市入学一時金申請者の選考結果について、次のように報告する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度宇都宮市入学一時金申請者の選考結果について

◎ 趣 旨

宇都宮市入学一時金貸付者選考委員会において、選考基準に基づき選考したことから、その結果について報告するもの

1 対 象

令和6年4月1日以降に下記の学校に入学する者の保護者

学校教育法の規定に基づく、 高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程） 専修学校（修業年限が2年以上の高等課程、専門課程）

※ 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）は私立のみ

2 申請資格

- (1) 申請者が本市市民であること、市税の滞納がないこと
- (2) 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること
- (3) 他の入学一時金の貸付を受けていないこと
- (4) 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下であること

3 募集期間

令和5年9月1日～令和6年3月15日（貸付手続期限：令和6年3月31日まで）

4 選考結果

区 分		貸付 上限額	申請人数	交付人数	辞退者数	備考(R4)		
						申請 人数	交付 人数	辞退者 数
高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	私立	20万円	4	3	1	6	6	0
大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	国立・公立	20万円	0	0	0	0	0	0
	私立	50万円	13	11	2	15	13	2
合 計			17	14	3	21	19	2

報告第25号

国本中学校の火災事故について

国本中学校の火災事故について、次のように報告する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

国本中学校の火災事故について

◎ 趣旨

令和6年1月21日に国本中学校の理科準備室で発生した火災事故の原因等について報告するもの

1 概要

1 事故発生日時	令和6年1月21日（日） 午後0時32分
2 事故発生場所	理科準備室
3 火災発生源	冷蔵庫
4 事故概要	午後0時32分 煙感知器発報 午後1時30分 消防により鎮火 燃焼範囲は、理科準備室内のみ。けが人なし。
5 被害状況	備品（冷蔵庫、薬品保管庫、事務机等）、天井・壁等の焼損

2 推定される火災の発生原因

理科準備室内にある冷蔵庫の始動用コンデンサー内部が、絶縁劣化により異常発熱したことで、コンデンサー内部が破裂し、気化した電解液に内部短絡のスパークした火花が着火、周囲の樹脂製部品（配線の被覆など）が延焼し、全体に燃え広がったと推定される。（西消防署の依頼に基づく、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の調査結果より）

冷蔵庫下部



3 復旧状況（別紙参照）

理科準備室の火災に伴い、施設（天井・電気設備等）及び備品等が焼失したことから、令和5年度中に以下の復旧作業を実施した。

	種類	復旧内容
施設関係	①建築	天井・壁・床・窓ガラス等の張替等
	②電気設備	コンセント・照明・感知器等の撤去・新設等※
	③機械設備	換気扇・給水管・水道蛇口の交換等
	④業務委託	理科準備室の清掃，廃棄物撤去等
備品関係	⑤備品・消耗品	薬品保管庫，冷蔵庫，事務机等の交換
	⑥パソコン	教員用端末の交換

※ 分電盤については、煤による汚損等があったものの、機能的に問題がなかったため、令和6年度に更新工事を実施することとした。

4 事故に係る教育委員会事務局の対応

火災発生後、全校に対して速やかに、「防火・防災に係るチェックリスト」に基づく緊急点検及び冷蔵庫の保有状況調査を実施

- ⇒ 日常的な点検や周辺の清掃を行い、不具合等の早期発見に努めるよう適正な管理を依頼
- ⇒ 備品台帳での適正管理，購入年度や用途により，優先順位を付けて順次更新

理科準備室内の状況

復旧前



復旧後



報告第26号

宇都宮市立小学校校外学習等ライトライン活用補助金事業について
宇都宮市立小学校校外学習等ライトライン活用補助金事業について次のよう
に報告する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

宇都宮市立小学校 校外学習等ライトライン活用補助金事業について

○ 趣旨

宇都宮市立小学校校外学習等ライトライン活用補助金事業の概要について報告するもの

1 事業の目的

本市立小学校の児童に、ライトラインによる身近な地域の変化を実感しながら、持続可能な社会の実現に向け、その担い手に必要な資質・能力を身に付けさせるため、校外の豊かな自然や文化、実社会に触れる遠足や校外学習等の機会を捉えて、ライトラインの活用を計画・実施する小学校に対して、ライトライン乗車運賃等を補助する。

2 補助対象

(1) 補助金の対象となる教育活動

本市立小学校での遠足、校外学習、社会科見学（以下、校外学習等）において、ライトラインを活用する教育活動

(2) 補助対象者

宇都宮市立小学校（69校）の全学年児童

(3) 交付対象者

学校長

(4) 補助金対象となる経費、補助額

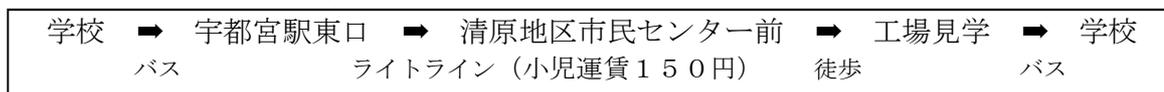
- 補助金の利用回数は、学年ごと（複数学年が同時に行う場合を含む）1回の校外学習等の利用に限る。
- 児童一人当たりの補助額は、最大区間の往復の運賃である400円を上限とする。
- 25名以上（引率者含む）で乗車する場合は、団体割引が適用される「団体乗車」を利用する。団体乗車は一人あたりの運賃が2割引きとなる。
- 学校休業や学年休業により、やむを得ず校外学習等を延期・中止した場合のライトラインの取消手数料を補助する。

【補助額】

区分	要件	補助額
一般乗車	25名未満の乗車（引率含む）	当日の利用区間の児童一人あたりの運賃に、当日の利用児童数を乗じた額。
団体乗車【2割引】	25名以上の乗車（引率含む）	当日の利用区間の児童一人あたりの運賃から2割引きの額に団体乗車許可証（乗車証）の利用児童数を乗じた額。
取消手数料	学校・学年休業での延期・中止	団体乗車を取り消した場合の取消手数料（乗車証1枚につき220円）。
※ 団体乗車の場合は、利用便ごとに団体乗車券が発行されます。		

(5) ライトラインの利用例

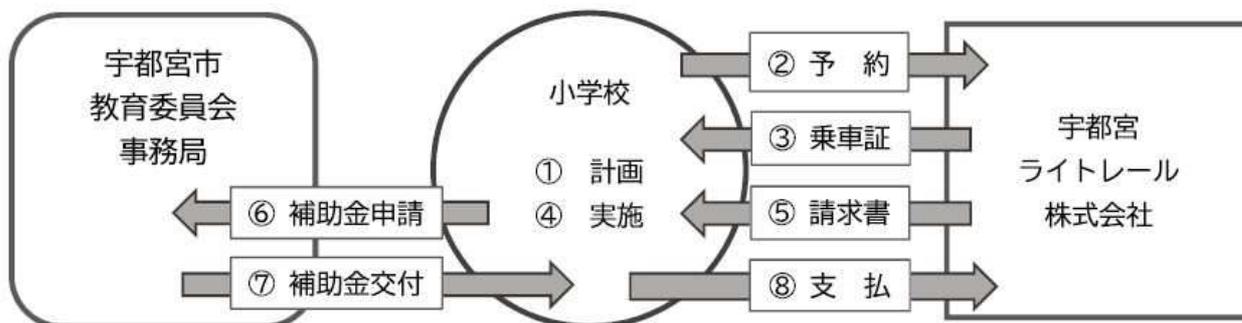
(例) 第3学年 社会科 清原工業団地内の企業の見学



→ (補助額) 児童一人当たり 150円×児童数

3 本事業の実施方法

- ・ ライトラインを活用する校外学習等を計画している小学校は、宇都宮ライトレール株式会社に利用予約をし、乗車証を発行してもらい、実施する。
- ・ 実施後、宇都宮ライトレール株式会社が小学校あてに乗車運賃の請求書を発行する。
- ・ 請求書が発行された後、小学校は、教育委員会に補助金の申請をし、教育委員会が小学校へ補助金を交付する。
- ・ 補助金の交付後、小学校は、引率者分の乗車運賃と補助金を併せ、宇都宮ライトレール株式会社に支払いを行う。



※ 「⑧支払」については、事後払いとし、請求後1か月以内に引率者料金を合算した額を振り込む。

4 その他

- ・ 乗車方法については、乗車日時や乗車人数に応じて、宇都宮ライトレール株式会社から、複数の便への分散乗車※などの案内がある。
※ (例) 3クラス110名利用 (引率者含む) ➡ 3回に分けて乗車
- ・ 現在、宇都宮ライトレール株式会社が国に認可申請を行っている貸切車両の運用については、貸切車両の運用が正式に決定次第、要綱等の修正を行い、補助金活用の促進を図っていく。

5 スケジュール

- ・ 4月22日 (月) 教育委員会定例会
- ・ 4月下旬 学校へ通知
 - ・ ライトライン活用補助金事業の詳細
 - ・ 宇都宮市校外学習等ライトライン活用補助金交付要綱
 - ・ 申請書類様式
- ・ 5月中旬 ライトラインを活用した校外学習等の実施

宇都宮市立小学校 校外学習等ライトライン活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市教育委員会が交付する校外学習等ライトライン活用補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市教育委員会補助金等交付規則（昭和41年教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、宇都宮市立小学校（以下「学校」という。）が実施をする校外学習等において、児童に、ライトラインによる身近な地域の変化を実感しながら、持続可能な社会の実現に向け、その担い手に必要な資質・能力を身に付けさせるため、ライトラインを利用する場合に生ずる児童の運賃等を市が補助することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「校外学習等」とは、学校において計画・実施する校外学習や遠足等の教育活動をいう。

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、学校長とする。

(補助金対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 校外学習等の利用により、児童がライトラインに乗車した場合の運賃
- (2) 補助金対象の校外学習等が、学校休業や学年休業により、やむを得ず校外学習等を延期・中止した場合のライトライン乗車に係る取消手数料
- (3) 教育長が真に必要であると認める場合の運賃等

2 前項各号の経費の補助回数の上限は、年度内にそれぞれ1回ずつとし、学年毎（複数学年が同時に行う場合を含む）に補助する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条に定める経費のうち、別表に定めるとおりとし、教育長が必要かつ適当と認める額とする。

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金等交付申請書兼交付請求書（別記様式第1号）に次に掲げる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 校外学習等の内容及び補助金内訳書（別記様式第2号）

(2) 宇都宮ライトレール株式会社が発行した請求書

(3) その他教育長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金等交付決定通知書（別記様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

2 教育長は、必要に応じて補助金交付の条件を交付申請者に付することができる。

3 交付申請者は前項の条件が付された場合、その条件を遵守しなければならない。

（実績報告）

第9条 第7条の補助金等交付申請書兼交付請求書の提出がされたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の額の確定等）

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定については、補助金交付決定時に行うものとする。この場合において、交付申請者への確定した補助金の額の通知については補助金等交付決定通知書により通知されたものとみなす。

（交付の請求）

第11条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定による書類の提出があったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第12条 教育長は、第8条の交付決定通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 偽りその他不正な手段により負担金の交付決定を受けた場合

(3) 補助金をほかの用途に使用した場合

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 教育長は、第1項の規定による取消しを行った場合は、交付決定取消通知書（別記様

式第4号)により、補助金の交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 教育長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその当該補助金を返還させるものとする。

2 教育長は、前項により交付対象者に返還を求めるときは、補助金返還請求書(別記様式第5号)により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(帳簿等の整備)

第14条 交付決定者並びに学校長は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

区分	要件	補助額
一般乗車	25名未満の乗車	児童一人当たりの補助額は、ライトラインの最大区間を往復で利用した場合の運賃を上限額とし、当日の利用区間の児童一人あたりの運賃に当日の利用児童数を乗じて得た額とする。
団体乗車 (割引適用)	25名以上の乗車	児童一人当たりの補助額は、ライトラインの最大区間を往復で利用した場合の運賃を上限額とし、利用区間の児童一人あたりの運賃に宇都宮ライトレール株式会社から発行された団体乗車許可書(乗車証)の利用児童数を乗じて得た額とする。
取消手数料	学校休業や学年休業により、やむを得ず校外学習等を延期・中止した場合	団体乗車を当日取り消した場合に係る取消手数料とする。

報告第27号

令和7年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について

令和7年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について、次のように報告する。

令和6年4月22日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について

1 目的

宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいは、二十歳という年齢の節目を、全市をあげて祝い励まし、成人としての意識を醸成する機会にするとともに、宇都宮への愛着を深め、地域社会の一員としての自覚や地域に育てられたことへの感謝の気持ちを持てるようになるなど、地域の人から学び、地域へ繋がることのできるような教育的意義のある事業となるよう取り組んでいく。

2 主催・実施機関

主 催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会

実施機関 宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい各中学校区会場実施委員会

3 概要

開催日	令和7年1月12日（日）
開催時間	午前開催 式 典 午前10時～10時20分 地域交流事業 午前10時20分～
	午後開催 式 典 午後2時～2時20分 地域交流事業 午後2時20分～
実施内容	式 典 … 二十歳の節目を全市をあげて祝い励ます内容 地域交流事業 … 地域の特性を活かした事業
会 場	25中学校区ごとの会場 8施設 別紙 会場（案）のとおり
該当者※	平成16年4月2日から平成17年4月1日の間に生まれた、本市住民基本台帳に登載されている者 ※ 本市出身者で市外に転出した等、本市での出席を希望するものも対象とする。

4 昨年度からの変更点

- ・昨年度の混雑状況や鬼怒中学校区の卒業生数増加に伴う既存会場での収容人数の不足、上河内中学校区実施委員会の要望を踏まえ、ライトキューブ宇都宮での開催校区の見直しを行い、上河内中学校区は、過去に利用実績がある「ホテルマイステイズ宇都宮」を設定した。（ライトキューブ開催校9校→8校）

基本的に中学校区域に近い会場を設定し、その他、会場の定員数や施設との関係を考慮し、会場を設定した。

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------|----------------------------|
| 4月下旬 | ホームページで会場を公表 |
| 6月 | 広報うつのみやにて会場を公表 |
| 11月中旬 | 市内に住民票がある成人（新二十歳）に対し案内状を発送 |
| 1月 | 二十歳を祝う成人のつどい式典の実施 |

令和7年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい 会場（案）

開催日	令和7年1月12日（日）	
開催時間	午前開催	午後開催
	受付	午後1時30分～2時
	式典等	午後2時～

中学校区など	卒業生数	推定出席者数	会場	
			午前開催	午後開催
一条中学校区	174	139		ライトキューブ
陽北中学校区 栃木県立のざわ特別支援学校 栃木県立わかくさ特別支援学校	184	146		ホテル東日本宇都宮
旭中学校区	171	128	ライトキューブ	
陽南中学校区	279	220	ベルヴィ宇都宮	
陽西中学校区 作新学院中等部 宇都宮短期大学附属中学校 文星芸術大学附属中学校 栃木県立盲学校 栃木県立聾学校 宇都宮大学教育学部附属特別支援学校	448	353		ライトキューブ
星が丘中学校区	275	223	東武ホテルグランデ	
陽東中学校区 宇都宮東高等学校附属中学校	365	298	ライトキューブ	
泉が丘中学校区	233	183		ライトキューブ
宮の原中学校区	211	169	ライトキューブ	
清原中学校区 宇都宮海星女子学院中学校	266	209		ライトキューブ
横川中学校区	214	163		コトノー
瑞穂野中学校区	97	78	コトノー	
豊郷中学校区	177	152	ホテル東日本宇都宮	
国本中学校区	131	102		ホテル東日本宇都宮
城山中学校区	96	73		コンセーレ
晃陽中学校区 栃木県立富屋特別支援学校	52	60	コンセーレ	
姿川中学校区	246	200	ホテルニューイタヤ	
雀宮中学校区	199	160	ホテルニューイタヤ	
鬼怒中学校区	205	166	ライトキューブ	
宝木中学校区 宇都宮大学教育学部附属中学校	281	218		東武ホテルグランデ
若松原中学校区	205	159		ベルヴィ宇都宮
上河内中学校区	87	67	ホテルマイステイズ宇都宮	
古里中学校区	124	105	ホテル東日本宇都宮	
田原中学校区	87	69		ホテル東日本宇都宮
河内中学校区 栃木県立岡本特別支援学校	144	113	ホテル東日本宇都宮	
合計	4,951	3,953	14会場	11会場

決定! 第40回(令和5年度) うつのみやこども賞だより

『きみの鐘が鳴る』 おざき えいこ 尾崎 英子 / 著 (ポプラ社)

【あらすじ】

チアダンス部に憧れて、**青明女子中学校**を目指しているつむぎは5年生の終わりに転塾することに。新しい塾「**エイト学舎**」には、いろいろな子がいた。受験をする事情や環境、性格、目指す学校もそれぞれ違う4人。迎えた2月、待ち受けているものは？

～選定委員の感想より～



- 4人それぞれ頑張る姿がよかった。
- 自分らしく頑張る姿に励まされた。
- 全員が思いどおりにならなくても、前を向いて学校生活を過ごしてすごいと思った。
- 自分たちに身近な内容で、友達にすすめて一緒に話ができる本だった。
- 自分も受験を経験したから、主人公たちの思いに共感できた。
- 中学受験した友達にすすめたい。
- エイト学舎でみんなそれぞれちがう苦しさを感じているが、最後は自分の良さに気づいてよかった。

うつのみやこども賞とは？

市内5・6年生の選定委員さんたちが、月に4冊の本を読んで、年間で一番人気の高かった本に「うつのみやこども賞」を贈っています。今年度は、20名の子ども達が選定委員として頑張ってくれました。みなさんもぜひ読んでみてください。

一年間に読んだ図書一覧

実施回数	月の本	タイトル	著者	挿絵	出版社
第1回		晴さんのにぎりずし	佐川 芳枝	かわいひろ	佼成出版社
	○	じいちゃんの山小屋	佐和 みずえ	カシワイ	小峰書店
		ばーちやる	次郎丸 忍		金の星社
		救助犬の弟子	堀 直子	平澤 朋子	新日本出版
第2回		やくやもしおの百人一首	久保田 香里	坂口 友佳子	くもん出版
	○	忘れもの遊園地	久米 絵美里	かわいみな	アリス館
		クイズ研究会チームスリー	まはら 三桃	とろっち	金の星社
		拳選町ラブソディ	村中 李衣	石川 えりこ	BL出版
第3回	○	きみの鐘が鳴る	尾崎 英子		ポプラ社
		あずきの絆	高森 美由紀		岩崎書店
		ラベンダーとソプラノ	額賀 澗		岩崎書店
		空と大地に出会う夏	濱野 京子		くもん出版
第4回		ひみつの犬	岩瀬 成子		岩崎書店
	○	手で見えるぼくの世界は	櫻崎茜	酒井以	くもん出版
		星屑すびりっと	林けんじろう		講談社
		金色の約束	松本 聡美	黒須高嶺	国土社
第5回		ハンビー	いとみく	伊藤ハムスター	静山社
	○	だれもみえない教室で	工藤純子		講談社
		どすこい!	森塾 こみち	佐藤真紀子	国土社
		和算の道をひらけ!	鳴海風	おとないちあき	あかね書房
第6回		カムイの大地	泉田 もと		岩崎書店
		ペンタとニック	風野 潮		文研出版
		あした、弁当を作る。	ひこ・田中		講談社
	○	バスを降りたら	真島 めいり		PHP研究所
第7回		ごはん食べにおいでよ	小手鞠 るい		講談社
		あきらめなかった男	小前 亮		静山社
	○	金色の羽でとべ	高田 由紀子		小学館
		沙羅の風	松 弥龍		国土社
第8回	○	ひと箱本屋とひみつの友だち	赤羽 じゅんこ		さえら書房
		すき、好き、スキ。	イノウエ ミホコ		文研出版
		雪の日に、ライオンを見に行く	志津 栄子		講談社
		ぼくはうそをついた	西村 すぐり		ポプラ社
第9回		アゲイン	あんず ゆき		フレーベル館
		ふたりのラブソディ	北 ふうこ		文研出版
		夏に、ネコをさがして	西田 俊也		徳間書店
	○	ぼくが選ぶ ぼくのいる場所	吉富 多美		金の星社
第10回		人間になりたかった犬	今西 乃子		新日本出版
	○	ぼくらは星を見つけた	戸森 しるこ		講談社
		エール! 主人公なぼくら	室賀 理江		文研出版
		かわらばん屋の娘	森川 成美		くもん出版

第45回(令和6年度)宇都宮市民芸術祭事業計画

主催：宇都宮市民芸術祭実行委員会 TEL：028-636-2121 会場：宇都宮市文化会館ほか

	催事名	開催日	時間	会場	入場料
オープニング	開幕式典	5月12日(日)	13:30~13:50	大ホール	無料
	開幕展	5月16日(木) ~19日(日)	10:00~17:00 最終日は16:00	展示室	
茶華道	華道展	5月25日(土) ~26日(日)	10:00~18:00 最終日は16:00	展示室	無料
	茶会	5月26日(日)	10:00~15:00	和室ほか	茶券 3席1,500円
ギャラリー	書道展	5月30日(木) ~6月2日(日)	10:00~17:00 最終日は16:00	展示室	無料
	日本画彫刻工芸展	6月13日(木) ~6月16日(日)	10:00~17:00 最終日は16:00		
	洋画・版画展	6月20日(木) ~6月23日(日)	10:00~17:00 最終日は16:00		
	写真展	6月27日(木) ~6月30日(日)	10:00~17:00 最終日は16:00		
ホール	民謡民舞大会	5月12日(日)	開場 9:30 開演 10:00	小ホール	無料
	軽音楽祭	5月18日(土) ~19日(日)	開始 10:00 終了 19:00	中心市街地	無料
	謡曲大会	5月25日(土)	開場 9:30 開演 10:00	小ホール	無料
	吟詠剣詩舞祭	6月2日(日)	開場 12:00 開演 12:30	小ホール	無料
	オペラ公演	6月8日(土)	開場 13:30 開演 14:00	小ホール	一般2,000円 学生1,000円
	邦楽演奏会	6月9日(日)	開場 12:30 開演 13:00	小ホール	1,000円
	市民歌謡祭	6月22日(土)	開場 9:30 開演 10:00	小ホール	1,000円
	ミュージカル公演	6月23日(日)	調整中	大ホール	有料
	バレエ&ダンスフェスティバル	6月30日(日)	開場 14:00 開演 15:00	大ホール	無料 (要整理券)
	合唱フェスティバル	6月30日(日)	開場 10:00 開演 10:30	小ホール	無料
	大衆芸能祭	7月7日(日)	開場 11:30 開演 12:00	小ホール	無料
	オーケストラ公演 (宇都宮シソフォニックオーケストラ)	5月12日(日)	開場 13:00 開演 14:00	大ホール	一般2,000円 中学生以下無料
	オーケストラ公演 (栃木県交響楽団)	6月16日(日)	開場 13:30 開演 14:00	大ホール	一般1,500円 (前売1,200円) 小中高 800円 (前売600円)
文芸	うつのみや市民文芸 第45号発刊	4月1日(月)応募締切 作品発刊 調整中			公募
メディア	メディア 芸術展	5月4日(土)	10:00~17:00	オリオン 通り他	無料
	表彰式	調整中	開始 10:00 (予定)	市役所 14大会議室	受賞者

※ホール部門企画年度事業

※ホール部門休催事業

日本舞踊祭, 演劇公演

オーケストラ公演(宇都宮大学管弦楽団)